

課税経費率について

【課税経費】

仕入れ時に消費課税されている費用。大きく、薬剤費、特定保険医療材料費、その他課税経費(減価償却費、委託費、給食材料費等)の3つから構成される。

【課税経費率】

総収入に対する課税経費のシェア。診療報酬による控除対象外消費税補てんの財源規模を図る目安となる指標。

①イ/ア

診療報酬による薬剤費、特定保険医療材料費、その他課税経費(減価償却費、委託費等)全てを含める場合

②イ'/ア

診療報酬本体への上乗せにて補てんすべき控除対象外消費税の財源規模を算出するために、薬剤費及び特定保険医療材料費を除く場合

